

電気通信事業法施行規則等の一部改正について  
(諮問第 3 0 1 4 号)

<目 次>

1	諮問書 .....	1
2	改正概要 .....	2
3	新旧対照表 .....	5

- ・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案
- ・ 接続料規則の一部を改正する省令案
- ・ 平成 1 3 年総務省告示第 2 4 3 号 (電気通信事業法第 3 3 条第 1 項の規定に基づく指定に関する件) 改正案



諮問 第 3014 号  
平成 21 年 10 月 27 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温 殿

総務大臣 原口 一博



### 諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第4項第1号イ及びロの規定による第一種指定電気通信設備との接続に係る省令委任事項を定めるため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）及び接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の一部を改正することとしたい。

また、法第33条第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を指定することとしたい。

については、法第169条第2号及び第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

# **電気通信事業法施行規則等の一部改正について**

## **I 改正の背景**

平成 21 年 10 月 16 日付情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(以下「答申」という。)において、FTTxサービス、DSLサービス及び固定ネットワークインフラの利活用等の固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備について、所要の措置を講じることが適当とされた。

本件は、答申を踏まえ、以下の規定整備を行うため、関係省令等の改正を行うものである。

### **1. FTTHサービスの屋内配線**

- 平成 13 年総務省告示第 243 号(以下「指定告示」という。)の一部改正
- 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。)の一部改正

### **2. ドライカッパのサブアンバンドル(FTTR(Fiber To The Remote Terminal)サービス)**

- 施行規則の一部改正
- 接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)の一部改正

### **3. WDM(波長分割多重)装置が設置されている中継ダークファイバのアンバンドル**

- 接続料規則の一部改正

### **4. 中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査について「接続を円滑に行うために必要な事項」に追加**

- 施行規則の一部改正

(参考: 諮問対象外)

### **5. WDM装置の設置区間に関する情報開示ルールの整備**

- 平成 13 年総務省告示第 395 号(以下「情報開示告示」という。)の一部改正

## **II 改正の概要**

### **1. FTTHサービスの屋内配線**

答申において、「NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理することが適当であり、現行の一種指定設備を定める指定告示においてもその旨の規定整備をすることが適当」とされたことを踏まえ、当該屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の指定対象に追加するものである。

#### **(1) 指定設備の追加指定(☞改正指定告示第1号)**

■ 戸建て向け屋内配線を一種指定設備の対象として追加するものである。

#### **(2) 指定設備の定義の改正(☞改正施行規則第23条の4第2項第3号)**

■ 戸建て向け屋内配線が一種指定設備となることとあわせて、接続を円滑に行うために必要な事項に係る屋内配線の規定は戸建て向け以外(マンション向け屋内配線)が対象であることを明確化するものである。

### **2. ドライカップのサブアンバンドル(FTTRサービス)**

#### **(1) FTTRに係る機能のアンバンドル(☞改正接続料規則第4条)**

■ 答申において、「FTTR提供コストの負担軽減に資するドライカップのサブアンバンドルを行うことが適当」とされたことを踏まえ、FTTRに係る機能をアンバンドルするものである。

#### **(2) FTTRに係る標準的接続箇所の追加(☞改正施行規則第23条の4第1項第2号)**

■ NTT東西が接続の技術的条件を接続約款に記載すべき箇所(標準的接続箇所)として、き線点近傍の電柱等の箇所を追加するものである。

### **3. WDM装置が設置されている中継ダークファイバのアンバンドル** (☞改正接続料規則第4条)

- 答申において、「WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件などの貸出ルールの整備を行うことが適当」とされたことを踏まえ、当該空き波長をアンバンドルするものである。

### **4. 中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査について「接続を円滑に行うために必要な事項」に追加** (☞改正施行規則第23条の4第2項第1号イ(1))

- 答申において、「現在、NTT東西が行っている個別の異経路構成の確認調査は任意に行われているものであり、その手続・費用等が定められていないため、これらを接続約款に記載することにより、利用の適正性・透明性向上を図ることが適当」とされたことを踏まえ、接続約款の記載を担保するため、光信号用の中継系伝送路設備に係る異経路構成の確認調査について、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項として追加するものである。

## **III 施行日等**

施行期日は公布の日とする。

## **(参考) 諮問対象外の告示の改正**

### **5. WDM装置の設置区間に関する情報開示ルールの整備** (☞改正情報開示告示第1条第3号イ)

- 答申において、WDM装置の設置区間か否かの情報は、「可能な限り必要な情報が事前に開示されるように情報開示告示の改正を行うことが適当」とされたことを踏まえ、当該情報を伝送路設備の敷設状況等と同様に情報開示の対象に追加するものである。

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）</p> <p>第二十三条の四（略）</p> <p>一 第一種指定端末系伝送路設備における、利用者の電気通信設備の側の箇所</p> <p><u>二 第一種指定端末系伝送路設備における、き線点近傍の電柱等に設置される端子盤の側の箇所</u></p> <p>三 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 電気信号の伝送に係るもの</p> <p>ロ 光信号の伝送に係るもの</p> <p>四 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における、第一種指定端末系伝送路設備の反対側の箇所</p> <p>五 第一種指定市内交換局に設置されるインタフェース加入者モジュール（主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる設備を除くものをいう。）における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所</p>	<p>（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）</p> <p>第二十三条の四 法第二十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。</p> <p>一 第一種指定端末系伝送路設備における、利用者の電気通信設備の側の箇所</p> <p>二 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>三 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における、第一種指定端末系伝送路設備の反対側の箇所</p> <p>四 第一種指定市内交換局に設置されるインタフェース加入者モジュール（主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる設備を除くものをいう。）における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所</p>

六 第一種指定市内交換局において、第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置

七 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換等設備における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

八 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤

九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置

十 第一種指定中継交換局に設置されるイーサネットスイッチ（イーサネットのフレームを交換するための電気通信設備をいう。）

十一 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。）

十二 信号用中継交換機（信号の交換を行う設備をいう。）の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務長令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第一種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気

五 第一種指定市内交換局において、第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置

六 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換等設備における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

七 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤

八 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置

九 第一種指定中継交換局に設置されるイーサネットスイッチ（イーサネットのフレームを交換するための電気通信設備をいう。）

十 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。）

十一 信号用中継交換機（信号の交換を行う設備をいう。）の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務長令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第一種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気

通信事業者(以下この項及び第二十三条の六において「他事業者」という。)が接続の請求等を行う場合における次の事項

イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの

(1) 第一種指定電気通信設備である端末系伝送路設備の線路条件、光信号用の伝送路設備の敷設状況及び中継系伝送路設備の異線路構成状況その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続

(2) (3) (4) (略)

ロ・ハ (略)

二 (略)

三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が現に設置する屋内配線設備(共同住宅等(二戸建て以外の建物をいう)に設置される設備(主として二戸建ての建物に設置される形態により設置するものを除く)に限る)を他事業者が利用する場合における次の事項

イ 他事業者が工事を行う場合の手続

ロ 他事業者が負担すべき金額

ハ その他他事業者が利用する場合の条件

四(十一) (略)

3 (略)

通信事業者(以下この項及び第二十三条の六において「他事業者」という。)が接続の請求等を行う場合における次の事項

イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの

(1) 第一種指定電気通信設備である端末系伝送路設備の線路条件、光信号用の伝送路設備の敷設状況その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続

(2) (3) (4) (略)

ロ・ハ (略)

二 (略)

三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が現に設置する屋内配線を他事業者が利用する場合における次の事項

イ 他事業者が工事を行う場合の手続

ロ 他事業者が負担すべき金額

ハ その他他事業者が利用する場合の条件

四(十一) (略)

3 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。



接続料規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）

(傍線部分は改正部分)

改正案				現行			
(機能)				(機能)			
<p>第四条 法第三十三條第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p>				<p>第四条 法第三十三條第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p>			
機能の区分		内容	対象設備	機能の区分		内容	対象設備
一 端末 回線伝 送機能	<u>一般</u> 帯域	第二種指定端末系伝送路	第一種指定	一 端末 回線伝 送機能	帯域透過	第一種指定端末系伝送路	第一種指定
	透過端末 回線伝送 機能	設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの、 <u>基地局</u> 設備（端末設備との間）の伝送において電波を使用するものをいう。以下この	端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。）（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間		端末回線	設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの、 <u>及び</u> 基地局設備（端末設備との間）の伝送において電波を使用するものをいう。以下こ	端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。）（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間



能 伝送機	六 中継	中継伝送 共用機能	(略)	(略)
		中継伝送 専用機能	(略)	
		中継交換 機接続伝 送専用機 能	(略)	
	二五 (略)			
		その他端 末回線伝 送機能	(略)	(略)
		総合デザ タル通信 端末回線 伝送機能	(略)	(略)
		光信号端 末回線伝 送機能	(略)	(略)
		基地局設 備用端末 回線伝送 機能	(略)	(略)

能 伝送機	六 中継	中継伝送 共用機能	(略)	(略)
		中継伝送 専用機能	(略)	
		中継交換 機接続伝 送専用機 能	(略)	
	二五 (略)			
		その他端 末回線伝 送機能	(略)	(略)
		総合デザ タル通信 端末回線 伝送機能	(略)	(略)
		光信号端 末回線伝 送機能	(略)	(略)
		基地局設 備用端末 回線伝送 機能	(略)	(略)

一般光信号中継伝送機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等（ <del>波長分割多重装置を含む</del> ）を除く。）に限る。）により通信を送る機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等（ <del>波長分割多重装置を含む</del> ）を除く。）に限る。）	
特別光信号中継伝送機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を除き、波長分割多重装置を含む）に限る。）により通信を送る機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（中継系伝送路設備の両端に対向して設置さ	
光信号中継伝送機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を除く。）に限る。）により通信を送る機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等を除く。）に限る。）	

六の二～十四 (略)	れる伝送装置等を除き、波長分割多重装置を含むに限る。
------------	----------------------------

第五条～第十六条の二 (略)

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く)、三の項から三の三の項まで、六の項(中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く)、六の二の項(閉閉交換機接続ルーティング伝送機能を除く)、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせることで定めることができる。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては芯線数ごとに、各々細分化して設定するものとする。

第十七条の二 第四条の表一の項(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能に限る)の機能の接続料は、回

六の二～十四 (略)	
------------	--

第五条～第十六条の二 (略)

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項(帯域透過端末回線伝送機能を除く)、三の項から三の三の項まで、六の項(中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く)、六の二の項(閉閉交換機接続ルーティング伝送機能を除く)、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせることで定めることができる。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては芯線数ごとに、各々細分化して設定するものとする。

第十七条の二 第四条の表一の項(帯域透過端末回線伝送機能に限る)の機能の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

線数を単位として設定するものとする。

2 前項の機能（~~一般帯域透過端末回線伝送機能に限る。~~）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。）に係る原価の総額（~~特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。~~）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（~~特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。~~）で除して得た額をもって設定するものとする。

3 第一項の機能（~~特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。~~）の接続料は、~~第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価の総額（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）で除して得た額をもって設定するものとする。~~

2 前項の機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。）に係る原価の総額を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○平成十三年総務省告示第二百四十二号（電気通信事業法三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づく指定に関する件）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの</p> <p>一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定バス伝送装置、<del>光信号用の屋内配線設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。）</del>及び加入者線終端装置を含む。）</p> <p>二 略</p>	<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの</p> <p>一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定バス伝送装置及び加入者線終端装置を含む。）</p> <p>二 略</p>